

所管部課名	総務部 財産活用推進課		担当者	尾寄菊一				
事務事業名	薩摩川内市民まちづくり公社運営補助事業							
根拠法令	総務部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成30年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
	37,987千円		37,987千円		千円			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	まちづくり公社の事業件数		80件		平成35年度			
成果指標②	まちづくり公社の受託施設等の利用者数		80万人		平成35年度			
補助対象者	公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社							
補助対象経費	人件費（総務部門）、事務費（光熱水費・旅費交通費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・修繕費・通信運搬費・保険料・委託費・賃借料・租税公課・雑費）、負担金、会議費							
補助対象事業・活動の内容	1 公益目的事業 ①受託施設管理事業 ②芸術文化・スポーツ振興事業 ③いきいき生涯学習事業 ④花と緑のまちづくり事業 ⑤キラキラ寺山事業 ⑥サービス事業 ⑦広報宣伝事業 ⑧中央図書館休日夜間運営事業 ⑨まちづくり交流事業 2 収益事業 ・販売事業 3 事務局の管理運営							
	分類 <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	予算の範囲内 補助金額 37,987千円（実費弁償方式により年度末精算）							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	233,240,579	100.0%	245,239,638	100.0%	261,429,249	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	233,240,579	100.0%	245,239,638	100.0%	261,429,249	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	229,490,849	98.4%	241,293,233	98.4%	257,703,480	98.6%
		その他事務費	3,749,730	1.6%	3,946,405	1.6%	3,725,769	1.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	233,240,579	100.0%	245,239,638	100.0%	261,429,249	100.0%
	支出計/前年度支出計			105.1%		106.6%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数								
成果指標の推移①	69件		81件		86件			
成果指標の推移②	758,673人		753,989人		718,380人			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「見直しの上で継続：補助内容の改善、移管」 ・新規の公園の建設は自粛されたい。 ・専門職を抱えている施設については、補助金で対応し、その他の施設は指定管理や外部委託という形をとる方法等を検討されたい。 ・本補助金の評価は本委員会でも対応できる議案ではなく、総合戦略的な会議で議論すべきだと考える						
	【前回評価への回答】	前回評価を受け、運営補助金は、管理部門の人件費及び公社事務局の事務費及び賃借料等管理費とし、指定管理施設に係る人件費は、施設ごとに委託料の中で積算するよう見直した。						
	【事業のPR方法】	特になし						
	【費用対効果】	特になし						
	【補助事業以外の事業】	特になし						
【その他】	特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	施設利用件数が全体的に減少傾向にあるが、公社体制をフルに活用し行き届いた施設管理には好評を得ている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	指定管理者制度の導入に伴い、民間企業の参入が可能となる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	C	施設利用者数が全体的に減少傾向にある。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市直営では、職員の勤務体系から人事管理上困難な面が多いが、公社職員による勤務体制の弾力化が容易となり、夜間における開館等の市民ニーズに対応できる管理体制が確立できる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に基づき、事務局運営の積み上げであり、不用額については実費弁償方式により返還される。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	指定管理者制度の導入に伴い、民間企業の参入が可能となる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	売店運営、グッズ販売、自動販売機設置による収益を財源とし各種事業に活用した。（広報宣伝事業・花と緑のまちづくり事業・キラキラ寺山事業。）
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	指定管理業務に係る人件費を委託料に変更することにより、公平な競争環境を保てる。補助金は公益目的事業（ソフト事業）に要する定額補助金とすることにより、前年度繰越金等の状況から段階的に削減が可能となる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に基づき、事務局運営の積み上げであり、不用額については実費弁償方式により返還される。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□休止 □廃止 ≪上記方向の理由≫ 平成30年度より指定管理施設に係る人件費は、施設ごとに委託料の中での積算に変更したことから、運営補助金は、理事・評議員の報酬、総務課職員の人件費及び物件費としたため		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		□休止 □廃止 ≪まとめ≫

薩摩川内市民まちづくり公社補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）。以下「規則」という。）第4条に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第97号）第2条の表に掲げる薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 薩摩川内市民まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）

の円滑な運営を図るものであること。

(2) まちづくり公社は、市と連携し市民の福祉向上に努めること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、まちづくり公社の運営に関する、次の各号に掲げる経費について交付する。

(1) 人件費

(2) 事務費（光熱費・旅費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・修繕費・通信運搬費・保険料・委託費・賃借料・租税公課など）

(3) 負担金

(4) 会議費

(5) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月1日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3項の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) まちづくり公社の事業等件数
- (2) まちづくり公社の受託施設等の利用者数

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、公共施設の管理を効率的・効果的に行い、施設を活かした生涯学習の推進に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成25年10月 1日から施行する。